

常総市における秩序ある多文化共生の実現に向けた
情報発信体制の整備及び強化事業業務委託

公募型プロポーザル実施要項

令和8年7月

常総市市民生活部市民と共に考える課

目 次

1	趣旨及び目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2	事業概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
3	参加資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	業務委託料・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	参加に関する事項等・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	参加の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7	募集要項等の配布・・・・・・・・・・・・・・・・	6
8	質問及び回答・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
9	企画提案書等の提出及び参加資格結果の通知	7
10	審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施	8
11	審査結果の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
12	その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8

1 趣旨及び目的

(1) 趣旨

この実施要項は、「常総市における秩序ある多文化共生の実現に向けた情報発信体制の整備及び強化事業」に係る委託事業者を公募型プロポーザルにより選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

(2) 目的

当市では、約7,300人におよぶ外国人が居住し、人口比率は約12%となっており、その割合は年々増加している。

そのような中、言葉や生活習慣及び文化の違いにより、日本で生活する上でのルールやマナーが守られないことや地域住民とのコミュニケーション不足、行政制度の理解不足等の様々な課題が生じている。

これらの課題を解決するため、チラシや市ホームページ、SNS等を通じてポルトガル語、英語及びやさしい日本語で情報を発信し周知に努めているが、多くの外国人住民に行き届いていないのが現状である。

これらを踏まえて、この事業は、外国人コミュニティの中心的存在としてリーダー的役割を果たす外国人キーパーソンを発掘し、災害時の緊急情報や生活する上でのルールなど市から提供される情報を外国人コミュニティへ効果的に伝える体制の構築及び、多文化共生推進員（多文化共生の推進を広く普及させるボランティア）と外国人キーパーソンが連携・協力し、喫緊の課題解決に繋がる新たな多文化共生モデルとなる仕組みづくりを目的とするものである。

なお、本募集要項に併せて配布する資料等を本募集要項と一体のものとし、これら全てを併せて以下「募集要項等」とする。

2 事業概要

(1) 事業の名称

常総市における秩序ある多文化共生の実現に向けた情報発信体制の整備及び強化事業業務委託

※本事業は、「外国人との秩序ある共生社会の実現に向けた地域の受け皿づくりに関する調査研究事業（総務省）」として採択を受け行うものです。

(2) 履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

(3) 業務内容

別紙「常総市における秩序ある多文化共生の実現に向けた情報発信体制の整備及び強化事業業務委託 仕様書」のとおり

3 参加資格要件

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件をすべて満たしていること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない事業者であること。

イ 常総市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要綱（平成10年水海道市告示第28号）の規定による指名停止を現に受けていない者及び国又は他の地方公共団体が行う競争入札への参加が停止されていない者であること。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと（再生手続き開始の決定を受けた者を除く）。

- エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては、更生手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては、再生手続開始の決定を受けたものであること
- オ 常総市暴力団排除条例(平成24年常総市条例第4号)に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- カ 国税及び地方税の滞納がないこと。
- キ 茨城県内の外国人施策(多文化共生・在留外国人支援)に関する実務経験を3年以上有することを示す実績を提出できること(行政・国際交流協会・NPO等での経験を含む)。
- ク 多言語による情報発信(SNS・メッセージアプリ等)の運用経験を有すること。

(2) 参加に関する留意事項

ア 費用負担

参加に関する全ての書類の作成及び提出に係る費用は、参加事業者の負担とする。

イ 提出書類の取り扱い及び著作権

提出書類の著作権は、それぞれの参加事業者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、当市は、参加事業者に無断で本公募以外の目的で提出書類を使用したり、情報を漏らしたりすることはない。ただし、申請書類は、常総市情報公開条例(平成13年水海道市条例第17号)第24条に定める公文書にあたり、情報公開の対象となる場合がある。

ウ 特許権

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、参加事業者が負うものとする。

エ 当市からの提出書類の取扱い

当市が提供する資料は、参加に係る検討以外の目的で使用してはならない。

オ 参加事業者の複数提案の禁止

参加事業者は、1つの提案しか行うことができない。

カ 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、提出書類について、後日参考資料を求めることがある。

キ 虚偽の記載の禁止

提出書類に虚偽の記載をした場合は、申請を無効とする。

(3) 事務局

本提案募集に係る事務局は次のとおりとする。

〒303-8501

常総市水海道諏訪町3222番地3

常総市市民生活部市民と共に考える課

TEL 0297-23-2145(直通)

電子メール shiminkyodo@city.joso.lg.jp

4 業務委託料

本業務に関する費用は、下記のとおりとする(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

また、消費税及び地方消費税については、10%で試算すること。なお、税率に変更が生じた場合には、別途協議するものとする。

上限額（税込）	<u>4,400,000円</u> 内訳 3,000,000円（①「情報」の収集と発信の強化） （②「外国人キーパーソン」の始動） 1,400,000円（③共生とのための活動を推進する 「拠点」機能の設定・整備等）
---------	--

5 参加に関する事項等

（１）選定方法

提出された企画提案書等の審査については、参加資格要件に該当するかを提出された書類により確認し、参加資格要件に該当する参加事業者については、企画提案書等の内容を審査する審査委員会を実施する。

（２）スケジュール

項目	期日等
公募の開始	令和８年７月17日
質問受付期限	令和８年７月24日午後５時まで
質問の回答日	令和８年７月30日まで
企画提案書等の提出期限	令和８年８月17日午後５時まで
１次審査	令和８年８月19日
参加資格結果の通知	令和８年８月19日
２次審査 (プレゼンテーション及びヒアリング)	令和８年８月26日
審査結果の通知	令和８年８月下旬
契約交渉期間	令和８年９月中旬まで
業務開始日	令和８年９月中旬

※上記スケジュールは、現時点での予定であり、日程を変更する場合がある。

6 参加の基準

（１）審査方法

プロポーザルの審査は、全ての提出書類のほか、参加者によるプレゼンテーションの内容に基づいて、総合的に審査する。優先候補者の選定は、審査委員会を設置しその審査により選定する。なお、審査委員会の構成、委員の職、氏名及び審査委員会は、原則として非公開とする。

本プロポーザルへの参加申込みが６者以上あった場合、審査委員会において、企画提案書等の内容を審査し、プレゼンテーションに参加する者を５者程度に選定する場合がある。参加事業者より提出された企画提案書等を審査し、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を加味して採点し選定を行う。

（２）審査基準

審査基準は下表のとおりとし、公正かつ厳正に審査を実施し、総得点の最も高い参加事業者を指定候補者とする。また、１審査員あたりの持ち点は２００点とし、審査結果における合格基準は、審査員の合計総得点の６割以上とする。なお、合格基準に達する者がいない場合は、本公募による選定を行わないものとする。

審査基準	配点	配点
会社概要	会社の事業内容等が業務の目的及び実施に合致しているか。	10
業務の実績	他の地方公共団体からの同種又は類似の業務の受託実績があり、適切に履行されているか。	20
本市の現状の理解度	本市の多文化共生推進の取組や外国人に関する地域の現状や特性を考慮した上で、地域課題等の指摘がなされているか。	20
企画の具体性・実現性等	本業務の目的を達成し、更に、その効果を高めるために、企画内容が具体的に提案されているか。また、その企画内容が実現可能なものとなっているか。 1 企画内容に具体性・実現性があるか ① 「情報」の収集と発信の強化 ア 情報の整理・取捨選択・設定 イ 情報の集積・発信媒体の充実 ② 「外国人キーパーソン」の始動 ア 適切なキーパーソンの発掘 イ キーパーソン育成の支援 ③ 共生とそのための活動を推進する「拠点」機能の設定・整備等 ア 適切な拠点の発掘・設定 イ 拠点機能の充実及び共生の見える化（デジタルマップの作成・活用等） ④ ①～③の取組実績の整理、取りまとめ、施策推進方針の策定に向けた提案 ⑤ その他、事業目的を達成するために必要な取組 2 取組を進めるために必要な具体的な活動内容の提案が記載されているか 3 提案の実現性はこれまでの実績や事例等で確認できる内容か	60
重要な指摘事項・代替案の提案	本業務の目的を達成するための取組をより効率的・効果的なものとするために重要となる着眼点等の指摘や、仕様書には記載のない取組で有益な代替案が提案されているか。 また、本業務が一過性で終わることなく持続可能なものとして、将来的に多文化共生の推進に繋がる方向性を示す内容となっているか。	30
専門知識の保有	本業務を着実に遂行できる実施体制が示されているか、また、その体制には多文化共生に関する専門知識を保有しているか。	30

	※異なる文化的背景（国籍，民族，言語，宗教等）を持つ人々が互いの違いを認め合い，地域や組織で対等に生活・協働できる環境を構築するための総合的な知見。 ・法制度／行政手続きの知識 ・異文化コミュニケーションと心理 ・地域課題と社会構造の理解 ・コーディネーションとネットワーキング	
スケジュール管理	業務遂行の工程表，関係各所との情報共有，業務実施中の検証及びフィードバックの手段が示されているか。	20
コスト透明性	限られた予算の中で業務を効率的に行うための方策について，具体的な提案がなされているか。（本業務内で実施するものとは限らない。） また，見積上限額に対し，見積金額がより優位なものを評価する。	10
合 計		200

（3）候補者の選定方法

提出書類等並びにプレゼンテーション及びヒアリングの評価結果に基づき，優先候補者及び次順位候補者を選考する。

ア 失格者を除いた者のうち，「審査基準」に基づき評価した総得点合計が最も高い者を優先候補者として，二番目に高い者を次順位候補者として選定する。

イ アに関わらず，審査員の平均総得点が120点未満の場合は，選定しない。

ウ 参加事業者が1者のみの場合であっても，審査委員会において提案内容の審査を行い，選定の可否を決定する。

7 募集要項等の配布

募集要項等の配布については，次のとおりとする。

（1）配布期間

令和8年7月17日から令和8年8月17日午後5時まで

（2）配布方法

当市ホームページからのダウンロードによるものとする。

8 質問及び回答

質問及び回答は，次のとおりとする。

（1）受付期限

令和8年7月24日午後5時まで

（2）受付方法

「質問書」に質問事項を記載し，電子メールにより提出すること。

（3）回答日

令和8年7月30日午後5時までに回答する。

（4）回答方法

ホームページに公表する。電話又は口頭による個別対応は行わない。

9 企画提案書等の提出及び参加資格結果の通知

企画提案書等の提出及び参加資格結果の通知については、次のとおりとする。

(1) 提出期限

令和8年8月17日午後5時まで

(2) 提出先

常総市役所市民生活部市民と共に考える課

(3) 提出方法

持参または郵送とする。なお、土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時までに提出すること。郵送の場合は、一般書留または簡易書留により提出期限までに必着のこと。

(4) 提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を前記のスケジュールに定める期限までに事務局へ郵送又は持参により提出するものとする。

1	会社概要及び受託実績（本業務に類似する業務を含む。）
2	企画提案書 (1) 企画内容 ① 「情報」の収集と発信の強化 ア 情報の整理・取捨選択・設定 イ 情報の集積・発信媒体の充実 ② 「外国人キーパーソン」の始動 ア 適切なキーパーソンの発掘 イ キーパーソン育成の支援 ③ 共生とそのための活動を推進する「拠点」機能の設定・整備等 ア 適切な拠点の発掘・設定 イ 拠点機能の充実及び共生の見える化（デジタルマップの作成・活用） ④ ①～③の取組実績の整理、取りまとめ、施策推進方針の策定に向けた提案 ⑤ その他、事業目的を達成するために必要な取組 (2) 取組を進めるために必要な具体的な活動内容
3	見積書

(5) 提出部数

正本1部 副本9部 合計10部

(6) 提出書類の作成要領

ア 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨及び単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとし、全てを横書きとする。

イ 提出書類は、原則としてA4版又はA3版の普通紙を用い、使用する文字サイズは12ポイント以上とすること。このほか、文字の種類、体裁、配色等は、任意とする。

ウ 提出書類ごとに見出しを付け、提出部数ごとにファイルに綴り提出すること。

エ 企画提案書等及び見積書は、考え方を見やすく簡潔に記載すること。

カ 副本に綴じる書類は写しも可とする。

(7) 参加資格結果通知日

令和8年8月19日

(8) 参加資格結果通知方法

メールで通知する

10 審査委員会（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

審査委員会は、参加事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

（1）実施日

令和8年8月26日を予定

（2）実施場所

常総市役所市民ホールを予定

（3）実施時間

1 参加事業者あたりの持ち時間を55分以内とし、「プレゼンテーション30分」、「ヒアリング15分」、「準備5分・撤収5分」として実施する。

（4）実施方法

自由形式とする。希望する参加事業者は、電子機器（パワーポイント等）を用いて行うことができる。また、プレゼンテーションで使用する機器のうちプロジェクター、HDMI端子及びスクリーンについては、当市が準備する。それ以外（パソコン等）は、参加事業者において用意すること。

（5）プレゼンテーションの際の注意事項

ア 提出した企画提案書等の内容と著しく異なるプレゼンテーションは認めない。

イ 提出資料提出時に添付していない資料等を、新たに提出することは認めない。

ウ 指定した時間に遅れた場合は、失格とする。ただし、やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

エ プレゼンテーションの参加者は6名以内とする。

オ 参加事業者が1者のみであっても、参加資格を有する事業者であればプレゼンテーションを実施する。

11 審査結果の通知

（1）通知日

令和8年8月下旬を予定

（2）通知方法

メールにて通知する。また、当市ホームページ上でも公表を行う。

（3）審査結果の異議申立て

審査結果に対する異議申立てをすることはできない。

12 その他留意事項

（1）必要経費の負担

書類作成、提出に係る費用等の必要な経費は全て参加事業者の負担とする。また、やむを得ない理由等により、本公募を実施することができないと認めるときは、停止し、中止し、又は取消すことがあるが、この場合において、本公募に要した費用を当市に請求することはできない。

（2）辞退の取扱い

企画提案書等の提出後に、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届を事務局宛てに提出すること。

（3）委託契約の内容

本公募は、指定候補者の選定を目的に実施するものであり、委託契約の内容においては必ずしも企画提案等の内容に沿うものではない。

（4）企画及び提案に瑕疵がある場合

本公募において、参加事業者の提出書類、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合、その

内容を審査委員会が審査し，その取扱いについて決定する。参加事業者に，その瑕疵についてのヒアリングを行う場合もある。その瑕疵が，重大又は悪質であり，公募の公正性及び公平性を著しく損なうと認められる場合は，すでに決定した事項を取消す場合もある。